

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会（第2回）会議録

日時：令和3年12月23日（木）

午後1時30分から午後3時30分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

配布資料

- 資料1 第四期宮城県イノシシ管理計画の概要（案）
- 資料2 第四期宮城県イノシシ管理計画（案）
- 資料3 新旧対照表（案）
- 資料4 第三期宮城県イノシシ管理計画達成状況及び次期管理計画策定方針
- 資料5 「第四期宮城県イノシシ管理計画の策定方針」についての主な意見等
- 資料6 次期第二種特定鳥獣管理計画策定スケジュール（案）

1 開会

（オンラインで参加している委員もいることから委員紹介は省略し、事務局が配布資料の確認を行った後、平田部会長が挨拶を行った。）

3 挨拶（平田部会長）

御多忙のところお集まりいただき感謝する。

イノシシは全国的に豚熱が発生しており、宮城県でも残念ながら養豚場で発生してしまったことから、関係者の方々は多大なご苦勞をされたと思う。

イノシシに関しては農業被害に加えて、市街地出没、生活被害、それから今回の様な豚熱など、保護管理が様々な人間生活に関わってくるので、このイノシシ部会で議論を進めさせていただければと思う。

それでは、宮城県特定鳥獣保護管理得計画検討・評価委員会イノシシ部会を招集、開会する。

（事務局より定足数の報告が行われ、委員10名中8名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。）

事務局：（以降の進行について平田部会長にお願いする。）

4 協議事項

- （1）第四期宮城県イノシシ管理計画（案）について

部会長：第四期宮城県イノシシ管理計画（案）について審議するので、事務局から説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

部会長：ただいまの事務局からの説明に対して、委員の方々から御質問、御意見があれば発言いただきたい。

山本委員：個体群管理における生息頭数をベイズ推定で行っているとのことだが、捕獲目標を大きく上回って

いても中々減少していかないという状況に関して、毎年度、最新の状況を見て捕獲数を検討するというのはとてもいい判断ではないかなと思っている。ただ、私の地元の県でもイノシシが非常に増えていて、生息数推定には同様にベイズ法を使っているが、どうも当てにならないような気がする。そもそもベイズ推定を行う際に観測プロセスという形で現地の生息密度指標を取り込みながら推定していると思うのだが、その生息密度指標が当てにならない。当てにならないデータで生息数を推定するので、やはり推定幅も大きくて信用できないところがあるので、やはり現地の生息密度をきちんと反映する指標というのを、宮城県も収集していく必要があるだろうと思っている。

おそらく、捕獲数であったり、狩猟登録者1名あたりの捕獲数とか、そういうものを生息密度指標に使っているのだが、私の地元の県でも非常に推定が悪くなってしまった。最近はお出猟カレンダーをベースにしたCPUのほかに、昨年度からは全県で120箇所のカメラトラップを設置している。120箇所実施する予算は1年しかないのだが、3年に1回ずつでもいいので県内を3地域に区分して連続して調査していき、RAI（撮影頻度指数）を現地の生息密度指標にすることを試みたり、大分苦勞をしている。

やはり現地の生息密度を反映する何らかの指標を見ながら、あまり頭数にはとらわれずに、その生息密度指標が上がっているのか下がっているのかというトレンドを把握しながら捕獲するといいのではないかと、このデータを見ていて思った。

もう一点、被害防除について。新計画案を読んでも柵が未整備の地域で被害が出ているという記述が多かったが、やはり被害を減らすことが非常に大きな目標となっている計画なので、被害防除についてはもう少し内容を精査していくのがいいのではないかなと思う。

私の地元の県は雪が多いので割と電気柵しか入っていないが、宮城県では電気柵だけではなくて物理柵も入っていると思うので、例えば圃場だけを囲う柵なのか、集落の山際に設置して囲う集落柵なのか、その管理がどうなっているのかによって、その効果が大きく変わってくると思う。特に集落柵は一発破られて中に住まわれてしまうと、せっかく柵を張ったのに非常に被害が出ているということもあるので、やはり防護柵が入っているところでちゃんと被害が止まっているのか、その柵がどう管理されているかというあたりをしっかりとすると被害軽減に非常に効果的だと思うので、そのあたりのデータを集めるといいのかなと思うのが2点目。

3点目として、夏場にも加害個体の捕獲をしているのはとてもいいことだと思う。今は捕獲期間を延長して春の時期にも捕獲していると思うが、やはり夏、8月頃に稲を食べにきている個体を獲りたい。私の地元の県でも今年の夏にイノシシ捕獲キャンペーンなどをしてみたが、最初は皆さん暑い時期はなかなか捕獲してくれなかったもので、多少強引なことをした。県でキャンペーンをPRしたり、有害捕獲時に猟友会員が2人で出役する際、見回りや調査や刈り払いの時給を支給したり、あとは夏場に捕獲をしていただける従事者に対しては、1人あたり7万円までの上限でわなを助成するなど、夏場に捕獲する人を優遇する施策を行ったら、皆さん夏場にも捕獲し始めた。もちろん春に捕獲するのもいいのだが、夏は被害を出している直接の個体を捕獲できるので、どうやってそれを行っていくか。

あと、私の地元の県では農業者への捕獲促進とその技術者育成事業をかなり行っている。どうしても水稲、農業の経営体として米の被害に遭っている方が多く、夏場は割と皆さん稲刈り前で比較的時間があることから、自分自身でわなを設置するという方も結構いるので、そういう方々の狩猟免許促進を行っている。ただ、やはり農業者なのでわなの見切りは全然できず、くくりわなを使っているが捕獲できないので年4回ぐらいかけて捕獲できるようになるまで技術指導するとか、そういうことを実施して今は何とか夏の捕獲を上げようと頑張っているのが、宮城県もぜひやってみたい。

最後に錯誤捕獲の件だが、どのわなが錯誤捕獲が多いかというデータを収集することはとても大事なことだと思う。わなの形状の写真を撮影するのももちろん良いが、放獣する際のツキノワグマやカモシカの足の損傷具合もできれば見ていただきたい。どんなにわなを小さくしても、ツキノワグマの爪はかかるし、カモシカは足の形状がほぼ一緒なので錯誤捕獲は避けられないと思う。麻酔をして安全に放獣できればいいのだが、ずっと締め付けているわなだと足が鬱血してしまって損傷がひどかったり、ツキノワグマだと

手が切れてしまった個体も結構見受けられるので、どういふわなだったら安全に放獣できるのか、そういったところも見ていただくといいのかなと思う。

また、ツキノワグマについては放獣場所を決めるのは絶対にやった方がいいが、何回目に捕まったら捕殺するのかということも、ある程度考えておくことが必要かと思う。私の地元の県でもツキノワグマの放獣を考えているが、2回目以降、3回とか4回とか捕まる個体は捕殺しなければいけないという判断をするために、1回目の放獣の際に耳標か、あるいは耳標だと外れてしまうこともあるのでIDタグを付けておいて、捕獲した際に何回目か分かるようにしておき、捕殺処分をする基準に資するようなデータを取っておくといいのかなと思った。

部会長：5つの御質問と御意見があったかと思う。

まず、年間の捕獲目標は計画本体には上げずに、モニタリングをしながら毎年決めていくということに関しては、山本委員の方からも指示する旨の御意見をいただいたほか、密度指標については、やはり推定値ということでそれは絶対値ではないので、トレンドとして把握することの重要性を示唆していただいた。

被害防除については、被害内容をさらに精査するということや、加害個体の捕獲を上げるために農業者による捕獲を促進するなど、捕獲に関する人材育成を進めていくということ。

最後は捕獲個体への影響として、捕獲機材や、悪質な個体とっていいのかどうかは分からないが、他県では段階的に放獣する場合と捕殺する場合を分けているところもあるので、そういった点について御意見をいただいた。

事務局から御意見なり御回答があればお願いします。

事務局：ベイズ推定については、当県では捕獲数や銃猟SPUEを指標として使っている。CPUEだとどうしても捕獲者の技量や年度毎の積雪量に左右されてしまうのでSPUEにしているが、まだまだその精度については改善の余地があり、一昨年ぐらいからニホンジカ糞塊調査と併せてイノシシの痕跡調査、掘り返し後やヌタ場やフンなどを調べるようにしている。まだベイズ推定に組み込むところまで入っていないが、そういった基礎データを集めつつ、来年度以降も推定は毎年行っていくので、計算方法も含めて推定精度の改善を図っていきたいと考えている。

また、被害防除については柵の整備に関する文言がメインとなっている。柵の設置については農業部局や市町村の方で整備を進めていただいているが、その後の適切な管理が重要という御指摘をいただいたので、そのあたりについて文言を追記できないかどうか検討させていただきたい。

捕獲期間の延長については、新計画案では11月1日から狩猟開始ということにしている。山本委員からは夏場の捕獲というお話があったが、ちょうど有害鳥獣捕獲の期間中であり、見回りや餌やりや捕獲した後の処理についても従事者の負担が非常に大きい時期でもあるほか、当県で豚熱が発生してしまったということもあり、防疫をしながらの捕獲となると尚更大変になるだろうということが想像できる。一概に捕獲強化すると言っても、防疫措置を行いながらとなるとどこまで捕獲圧を強化できるのか不透明な部分もあり、計画にどこまで盛り込めるかここで言及はできないが、防疫措置を行いつつ可能な限り捕獲圧は強化していくという方向で考えているので、御了承いただきたい。

錯誤捕獲の問題については、何回目で放獣するのかという御意見をいただいたが、ツキノワグマの場合はイノシシやニホンジカと違って捕獲上限を設けている。ツキノワグマによる農業被害が発生した場合は、まずは電気柵の設置や追い払い等の防除対策を行った上で、それでも被害が発生してしまうほどその農地に執着しているような場合に捕獲に踏み切るという判断をしている。そういった手順で捕獲したツキノワグマの場合は、何回目までは放獣するというのではなく、放獣してしまった場合はすぐに農地に戻ってくるという御指摘も先日のツキノワグマ部会でいただいていたので、捕殺処分をすることになるだろう。

錯誤捕獲された場合には、どういったくられ方をしているのかについても調べて欲しい、あとはまずは放獣を検討するべきという意見は、ツキノワグマ部会でもいただいている。ただ、ツキノワグマの放獣

は非常に危険を伴うことからやむを得ず捕殺するという対応を取る場合が多いので、少しでも放獣ができるような体制整備について検討させていただきたい。

部会長：ここでは、ベイズ推定の精度であったり調査方法の優劣について議論をする場ではないと考える。今後も技術開発が進んで精度が上がっていくだろうし、イノシシの場合は季節変動や年変動があるのでトレンドを捉えること、ハーベストベイズモデルでは捕獲頭数やSPUEのような捕まえた結果が生息数に反映されていくので、痕跡調査やセンサーカメラデータのような捕獲とは別のデータを入れることで精度は今後上がっていくと思う。新しい調査方法も開発されてきているので、そういうものとも比較しながら進めていくのが重要ではないか。

被害内容については、前年度と当年度の被害金額全体だけを比べると、どうしても対策が進んだところ、被害が減ったところと、新たに被害が発生したりあるいは深刻化したところが相殺されてしまう。モニタリングするような地域を幾つか選んでみて、この場所ではこれだけ減っているけど、こちらではこのぐらい増えているので見かけ上は高止まりになっている、というような詳細なデータについて、毎年度全市町村、全地域でというのは難しいと思うのだが、ある程度時期や場所を限定しながら傾向を見ていただければいいのではないかと思う。そのためにも重点区域などが分けられているので、その地域でまさに被害が増えているのか減っているのか、捕獲数が増えているのか減っているのかというのを今後精査していくことができれば、そのあたりがクリアになっていくのではないかと思う。

夏の捕獲に関しては事務局の意見もそのとおりでと思うし、イノシシ研究者の立場から言うと、授乳期間はどうしてもイノシシの生息場所が人里から少し離れたり行動域が狭くなったりする。ちょうど夏場が授乳期間にあたる場合が多いので、夏の捕獲強化も必要だとは思いますが、捕獲作業者の安全性や作業性、また幼獣ばかりを捕まえてしまって警戒心の高い学習個体が地域で増える危険性を考えると、どの時期に捕獲を進めていくべきかというのは、これは学会等で科学的なデータを取りながら今後さらに検討していく必要はあるのではないかと考えている。

錯誤捕獲に関してはツキノワグマ部会でも議論していただいたほか、親会の方でも審議されることから、イノシシ部会としてはこの程度までの整理にさせていただくが、捕獲作業者を含めた地域住民の安全性と合意形成、それから本計画はこれからパブコメがあると思うが、そういった機会でも県民等の意見も十分拾い上げるように留意していただければ、この錯誤捕獲問題をどうしていくかということにも繋がると思う。事務局においては、パブコメの際には丁寧に意見照会していただきたい。

では、他の委員の御意見もお伺いしたいと思う。イノシシの捕獲というのは非常に大変な作業が含まれると思うが、大宮委員から捕獲の際のご苦労や最近の傾向などの情報などがあれば教えていただきたい。

大宮委員：4月1日から10月までは町の有害鳥獣捕獲、11月からは指定管理鳥獣捕獲等事業ということで、1年間通してイノシシの捕獲を実施しているが、今年は豚熱が発生したのでイノシシの数が例年よりも少なくなっているように思える。ただ、先ほどのお話にあったような数の管理、生息数の把握というのは中々難しい。我々の中でも多いか少ないかという傾向は分かるが、何頭という形で出すのは無理な気がする。

捕獲の際の苦労だが、私が所属している支部でもけが人が発生してしまった。100kg以上あるイノシシがくくりわなにかかっている、それを止めさししようとした際だが、くくりわなはワイヤー長がだいたい3.5m程度ある。人が向かっていくといったん逆側に行くので、大体7mぐらいの距離を突進してくる。これはどんな小さいイノシシでも1回2回は突進してくる。なので、猟銃を持っている場合でも行動範囲には入らないようにしており、範囲外から止めさしをするのだが、わなを設置する場所というのはイノシシの通り道、イノシシが通ってなおかつ木や竹がある場所に仕掛けるので、銃を撃つのが難しい場所もある。

今回も木の陰になりながら撃つような場所がなく、一度向かってきたあとに一旦後退して再度向かってきたので撃とうとしたが木が邪魔で撃てなかった。もっと近づいたら撃とうとしたときに、そのイノシシ

の足が取れてそのまま突っ込んできて、その人は4箇所を噛まれて今も治療中。

箱わなで捕獲する場合にはわなの中で止めさしするからいいのだが、くくりわなだとそういった危険があり、何人か同様の狩猟事故に遭った人がいる。

事務局からの説明の中で狩猟者の高齢化という話もあったが、確かに60歳以上が多い。若い人は皆さんと同じで仕事があるので、仕事をリタイヤした後にこういったイノシシの捕獲などに協力してもらえる。若い人も少ないなりに最近が増えてはいるのだが、実際にどのくらい捕獲しているかとなると意外と少ない。捕獲実績を見てみると、まだ捕獲したことがない人が大部分になっている。

錯誤捕獲に関しては、私の管理しているところでは今年度はツキノワグマの捕獲が7頭あり、そのうちの5頭が錯誤捕獲だった。獣道はイノシシもカモシカもツキノワグマも同じ場所を通るので、そこにイノシシを捕獲しようと思って設置したくくりわなにツキノワグマがかかってくる。先ほどわなの形状の話があったが、12cmの楕円形になったのはここ4～5年。その前はどうかだったかという、あまり錯誤捕獲は変わらないと思う。ツキノワグマがかかる場合は、手首がかかるということではなく、指が2～3本かかるのだが、指が2本かかるとわなから外れなくなる。自分が一度見たときは、ツキノワグマが自分の指をかじっていた。なので、大体のツキノワグマは真円にしてもかかってしまうと思うし、かかり方が浅いと逃げる場合もあるが、そういうことを考えるとわなを小さくしても錯誤捕獲の確率はそれほど変わらないのかなと思う。

クマの頭数そのものが今は多くなっていると思う。幸いにも地元では今年度は捕獲の申請が少なかったが、今年度は捕獲許可が中々下りなかった。一番の問題は緊急ということをお願いするのだが、1週間も10日もかかるので捕獲隊の隊長も怒っていた。確かに錯誤捕獲ではあるのだが、ツキノワグマは本州最大の動物であり、イノシシの場合でも怪我人は出ているが、ツキノワグマの場合はもっと怖い、死者も出ている。

実情とすれば、私達は決められた規定の中で実施しているが、そういった状況が結構あるので、じゃあどうしようかという何もしないのが一番だが、そうもいかない。なので色々と考えていただければと思うのだが、年を重ねてくると作業もしんどくなってくるし、若い人に参加してもらえればいいのだが、専門で捕獲を行ってくれる人がいるのがいいのかなとは思っている。

部会長：今回の計画案では、人材育成の部分が厚く書かれており、そのあたりはやはり猟友会の方々とも連携していただければ。地域によって捕獲の手法はかなり違っており、特定の手法だとやはり捕り逃がしや学習個体が残るので、県内全体で見るとバランスが取れた捕獲がされているとは思っているのだが、一方では全国的な課題として猟銃所持者が減っているとか、地域によって箱わなが主流だったりくくりわなが主流だったりする。それに伴って、大宮委員からも止めさし作業の際の危険性についてお話があったが、どの地域でどういう人材を育成していくかということも、今後研修会のようなものを連携して進めていったり、あとは防疫訓練のような感じで、錯誤捕獲が発生した際の訓練のようなものを民間業者と猟友会と一緒にやって実施してみる、そういったことも御検討いただきながら人材育成を進めていただければと思う。事務局から御意見等があればお願いする。

事務局：人材育成については、まずは狩猟免許を所持していない人向けの講座、それから狩猟免許を取得したものの、いわゆるペーパーハンターみたいな方が相当数いるので、そういった方々に対する技能向上のための講座、こういったものは今まさに猟友会と一緒に実施しているので、これらの取組を通じて狩猟者の確保・育成を図っていきたくて考えている。

また、県南限定になるが、県の非常勤公務員として専門指導員という専従のハンターを雇用しているので、イノシシの捕獲が進むように今後も取組を続けていきたいと思う。

部会長：捕獲をはじめ、この保護管理に関わる作業というのは非常に大変だし、様々な価値観の方がいるので

その合意形成が難しいと思う。

豚熱でいうと、例えばハンティングで山に入ったことによって、もしかしたら感染拡大に関係するかもしれないということで、例えば登山口に注意喚起の看板を立てたり、有名な登山地域では石灰帯を作った事例もあるので、同様にこのイノシシ管理についても広く県民の方に周知ができるよう、理解をしていただけるように事務局の方で今後の作業を進めていただきたい。

他の委員の方もいらっしゃるので、オンラインでちょっと大変かもしれないが、兼子委員から御意見があればお願いしたい。

兼子委員：（音声不明瞭で聞き取れず）

事務局：大変申し訳ないが、音声が聞き取りづらいので、差し支えなければチャットに書き込んでいただくという形でもよろしいか。

兼子委員：了解

部会長：では他の委員の意見もお聞きしたいところだが、一点、私から事務局に伺いたいのは、計画案では県内対象をした上で重点区域というものを定めている。また捕獲に関しては市町村が策定する被害防止計画との整合性ということで、市町村の考え方や実施の仕方にも配慮されている取組ではないかと考えているのだが、一方では農業被害が発生したにもかかわらず被害防止計画にイノシシの記載がない市町村もあると考えられる。

農業部局の方も業務は大変だと思うが、そちらとも連携して、被害防止計画の期間は3年でちょうどこの計画の中で必ず1回は変更というのがあるので、環境部局の方からも働きかけて少し危機感を持っていただけるようお願いする。

また、第四期計画を作ろうという時に申し訳ないのだが、いずれはおそらく県内全域が重点区域になってしまう可能性がある。その際に、警戒区域と重点区域をどう振り分けるかなど、もう一段階踏み込んだ区域分けや対応などについてどのように考えているのか、少し構想を教えてください。

事務局：区域分けの話だが、今の区分では重点区域は原則として農業被害が確認されている市町村になる。そのほか、今回は石巻市を重点区域に加えたのだが、石巻市は農業被害の報告はないものの複数年連続してイノシシが捕獲されていることから加えることとした。警戒区域については、農業被害がなく、捕獲もほとんどない市町村となる。

第四期計画はこういった区分けにしているが、その後の第五期計画以降についてどのように区分けをしていくかという点については、まだ決まったものは何もない。例えば捕獲数や農業被害額、そういった指標からある程度の線引きなり基準を設けて分けていくという形にするということも考えられるが、それはこの5年間の状況を見ながら、検討していくことになるかと思う。

部会長：おそらく5年後には状況ががらっと変わって、その5年を待たずしてイノシシ管理が常態化してしまう市町村が警戒区域の中からも出てくると思うので、年次計画等でそのあたりをフォローしていただければと思う。

事務局：兼子委員からチャットで質問が来たので、当方から読み上げた上でお答えする。

イノシシ肉の出荷制限解除の要望は既にあるのかという御質問だが、これについては県内で要望しているところはある。

最近、地元新聞でも報道されたが、県北の大崎市というところでイノシシをジビエ化しようという動き

があり、ニホンジカ肉と同じような形で解除ができないかどうかという検討を今後進めていくことになる。どうい解除の仕方があるのか、ニホンジカと同じように全頭検査にするかどうかといった方法も含めて検討していくことになろうかと思う。

また、解除を検討するにあたって測定個体数を増加するかどうかという予定については、解除の仕方にもよるかと思うのだが、今ニホンジカで実施している方法に従うのであれば、食肉処理加工施設内で出荷予定のものを全頭検査して基準値超であれば廃棄、基準値未満であれば出荷という形になるので、測定個体数という点で言えば、その施設で扱う分は全て検査をしていくという方向もある。

齋藤委員：今の事務局の説明に対して、若干追加で情報提供をさせていただく。

イノシシのジビエ利用検討について、事務局から大崎市の事例についてお話しいただいたが、そのほかにも私どもの課の方で複数の市町村、数でいうと大崎市を含めて4市町村から相談を受けている。

ただ、今年から状況が変わってしまって、先ほどから話に出ている豚熱の検査も追加になるという可能性が出てきた。大崎市においては、放射能の検査はもちろんのだが、大崎市内で野生イノシシから豚熱が発生しているということを受けて、将来的にはダブルの検査になるだろうということが予測されることから、加工処理施設の仕様もどちらにも対応できるような形で検討していただいているというのが実情。

他の市町村では、やはりちょっと豚熱の状況を見定めたいということで当面は凍結というところもあるが、将来的には当県の中でもイノシシのジビエ施設ができていくのだろうと思っている。

部会長：ジビエの施設というのは全国で700件以上あって、経営状態は非常に厳しいところが多いと聞き及んでいる。また一方で、セシウムを含めて放射能や豚熱のサーベイランスの場所であったり、猟友会員や新たな捕獲従事者の教育の場にも使える。そういった商業的に肉を売って儲けようという以外の社会的な役割もあるので、そのあたりも留意して県内で進めていただければと思う。この委員会でどんどん推進していこうという話ではないが、慎重に設置していただいて、作る前から計画をきちんと立てていただいて、そしてイノシシ管理にも寄与するという点で進めていただければ。

有害鳥獣捕獲やジビエ利用という話も出てきたが、市町村の委員の方から何かあればお話しいただきたいのと、当然審議の場なので、この計画案に対しても御意見などがあればコメントいただきたい。

後藤委員：計画案を見させていただき、以前にも資料をいただいていたが、当町としては県が定めた計画案中のルールに則って管理を進めていこうと思っている。

要望などは特にはないが、イノシシに関する今の町の現状等について少しお話しさせていただく。

先ほどのジビエの話について、隣の大崎市が進めているのは把握している。

町でも捕獲と防除対策の両方を行っており、町内の各行政区とも相談をして物理柵、ワイヤーメッシュ柵を4年前から継続して設置しているが、柵の整備については行政区ごとに色々な問題が出てきて、いいところと悪いところがある。

やはり一番いいのは、河川沿いにワイヤーメッシュ柵を張っていければ被害がかなり削減されるだろうと思うのだが、河川法や土木事務所の絡みなどでなかなかそこが進まず、そこでワイヤーメッシュ柵の代わりに電気柵を使ってばかりだと被害を完全に防止できない。そういった関係機関との連携をしながら被害防止対策ができればいいと思っているのだが、イノシシもツキノワグマも移動経路は山間部もあるが河川沿いを動くことが多いので、やはりそのあたりの整備をもう少し進めていければと考えている。

ただ、そういったことはなかなか町単独では進んでいかないときもあるので、そういうことで悩んでいるという現状がある。

眞野委員：仙台市としても、今回の新しく策定される計画に沿って、今までどおり県や他市町村と連携しながら適切に進めていきたいと思っている。

先ほどから話が出ているジビエについても、各地域の捕獲者の中にも結構興味がある方が多いのでそういう質問なども来ており、市としても何か利用できないかという検討をしている状況ではあるが、要件が大変だということで、全頭検査であったり色々な制約があるのでなかなか踏み切れないところであるが、引き続き検討していきたい。

また、捕獲や防除にも取り組んでいるところであり、前回のイノシシ部会でもお話ししたが、長年ワイヤーメッシュ柵を整備しているがなかなか被害が減らない。地域の方に聞くとやはり維持管理が大変だということで、維持管理にかかる分は国の補助対象にはならないことから、今年度、仙台市の補助事業として、その地域で適切に管理しているにもかかわらず鳥獣や天災など色々な要因で破損した部分については補修資材を提供するという支援制度を作ったところ。みやぎ環境交付金の財源を利用させていただいているが、鉄の値段が今年になって急騰したということもあって、要望の6割程度しかお配りできなかったことから、このあたりについても国の補助が活用できればいいかなと思っている。

地域の取組についても、専門家の方と色々実際に見て回って御意見を伺ったのだが、やはり柵の手入れが行き届いていないとか、あとはエサのやり方などのわなの手入れ、そういった細かいところについて、地域の方々の取組に関する日々の苦労に対して、もう少しきめ細やかなサポートができればいいかなと思っている。

優良事例というわけでもないが、ちょっとした工夫で効果があるような取組があったり、逆に一生懸命取り組んでいるものの、もう少しこの辺を少し変えれば更にもっといい取組になるというものがあったりして、そういうものを市の講習会などでも紹介して情報共有しているところ。ICTの活用もそうなのだが、そういった色々な事例、効果的な事例があれば、他の市町村や県とも情報共有していきたい。今後もきめ細かな取組というか、サポートができればいいかなと考えている。

部会長：イノシシの管理となると、どうしても人間との軋轢になる部分で農業被害というのがクローズアップされるが、豚熱のこともあり、捕獲従事者の安全や負担軽減のことやイノシシが宮城県の生態系における役割というものにも、配慮が必要と考える。

やはり広い目でイノシシをどう管理していくかということを協議するためには、こういう実際の現場の具体的な話もいただければ非常に議論しやすい。

時間の方も近づいてきたが、橋本委員からは御意見等はあるか。

橋本委員：管理計画の中身ではなく、バックデータで検討をお願いしたい部分がある。

新旧対照表、資料3で言うと4ページのところに耕作放棄地について記載がある。ここについては、最新の農林業センサスが公表されるのを待っているという話であったが、当課でもこれについて国に問い合わせしており、2020年の農林業センサスからは、この調査項目は廃止されているという回答であった。

理由として、農林業センサスのご承知のとおり農林業者の方に直接聞き取りをしており、耕作放棄地であれば、所有地について今後管理をしますかという聞き方に対して管理をしないという、自分の感覚での答え方になる。

一方で、市町村の農業委員会では、農業委員の方々が農地を巡回して荒れているところを調査するという客観的な調査をしているので、まだ荒れていないものの今後耕作をしませんという回答があったところが耕作放棄地面積としてカウントされているのが今の実情。

国の方では、客観的に調査した農業委員会の方の調査、具体的には遊休農地調査もしくは荒廃農地調査というものを実施しているの、今後はそちらの数値を使っていくということで、2020年農林業センサスからこの調査を省いたという回答があった。

そのため、この数値については荒廃農地面積か遊休農地面積に変更していただくことが必要になるかと思う。これはこのイノシシ管理計画だけではなく、他の獣種についてももし同じような項目があれば変更が必要になってくる。

資料3の23ページの上の方、「8 生息地の適正管理」という項目の中にも耕作放棄地という文言があるので、これはこれでそのまま読んでもいいのだが、もしかすると荒廃農地や遊休農地に変えた方がいいのかどうかという検討が必要になるのかなと思っていた。

前回のイノシシ部会を欠席したのでお話しするのが遅くなってしまったが、御検討いただければと思う。

部会長：事務局の方で、どう対応できるかお話しできればお願いします。

事務局：今ご説明いただいた遊休農地調査あるいは荒廃農地調査について、農林水産省や県の農業部局のホームページで市町村単位で公表されている場合は、データを差し替えるなりして対応させていただきたい。

部会長：一点だけ細かいところだが、イノシシの学名はイタリック体にしていただきたい。

事務局：学名については他の部会でも指摘を受けたので修正させていただく。

部会長：他に何かあるか。

齋藤委員：2点お話ししたい。

一つ目は資料3の22ページだが、この(3)の実施区域について。ニホンジカ部会の時も質問させていただいたが、「原則として宮城県内全域」の「原則として」はやはりいらないのでは。

もう一点が資料2-1の14ページで広域連携の項目が記載されている。農業関係の部署では、単独市町村ではイノシシを含めた防除対策が難しいということで、県内の市町村同士での広域連携も進めていただきたいという要望が数多くの市町村からいただいている。新計画案の文面では隣接県に関する文言は出てくるが、県内の関係する市町村という言葉はどこかに入れて頂けないか、御検討をお願いします。

そのほか、部会長から農業関係の計画の話が出ていたのでここで少しだけ説明をさせて頂く。鳥獣被害防止計画は、県内35市町村のうち32市町村で策定済み。全てがイノシシを対象鳥獣としているわけではないので、今後被害が出ている市町村については、イノシシも加えるように指導していきたい。被害がある市町村は新計画案で全て重点区域に入っているため、そこは問題ないと思っている。被害防止計画を策定していないのは沿岸部の塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町となっているというのが当県の現状。

イノシシの実績では、被害防止計画を策定している32市町村のうち、昨年度に国の交付金を活用して捕獲に取り組んだのが17市町村となっている。その多くは被害が大きいところであり、捕獲頭数が少ない市町村は別の事業を活用しているほか、捕獲頭数が多くても必ずしも国の交付金を使っているわけではなく、市町村単独予算もしくは別事業という場合もあるが、参考までにお話しさせて頂いた。

部会長：計画を立てることによって計画的な被害対策が進められるほか、特別交付税の優遇措置が得られるなど、市町村にとってもメリットがあると思うので引き続き御指導をお願いします。

「原則として」の文言について対応できるかどうか、事務局はどうか

事務局：指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域について「原則として」という文言がついていることについてはニホンジカ部会でも御意見をいただいていたので、ニホンジカ管理計画と合わせて修正について検討させていただきます。

また、広域連携についてもニホンジカ部会でも同様の御意見をいただいた。他県との連携だけでなく県内複数市町村による広域的な連携に関して、具体的にどういった対策ができるか今すぐお答えするのは難しいが、県の複数事務所単位にまたがるような情報共有の場を開くなど、県内での連携についても文言を検討させていただきたい。

部会長：おそらく、国のガイドラインを非常に良く読み込んで、参考にしながら計画案を作成したのかなと感じており、個人的には字句等の修正でいいのかと思う。もし文言を変えるということに関しては、県の方からも御意見をいただいているので、利害関係者等とも協議していただくこととし、イノシシ部会ではこのあたりで質疑終了することとしたい。

当部会の意見として、これまで出されたような文言の修正について御検討いただいた上で、原案を了承するというものとしたが、委員の方々はよろしいか。

各委員：（異議無し）

部会長：では、事務局において文言の修正について御検討いただくということで、第四期宮城県イノシシ管理計画について、イノシシ部会では了承することとしたい。

その他、委員の方々から他に御意見があれば伺いたい。

無いようであれば、事務局から連絡事項があればお願いします。

事務局：改めて、本計画策定の今後のスケジュールについてご連絡させていただく。

この後、12月24日に宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会、12月27日には宮城県自然環境保全審議会で審議を行うこととしている。その後、1月以降に関係機関との協議やパブリックコメントを実施した上で、本日いただいた意見等も踏まえて計画案の修正等を行い、3月下旬に再び自然環境保全審議会を開催し、答申をいただいて次期計画を決定し、公告・公表する予定となっている。

部会長：宮城県の場合は、どうしても積雪地帯からそうでないところ、海岸線から山の方まで、それからイノシシが出没して時間が経っているところから今後出没が懸念される地域まで、非常に多岐にわたっている。また、市街地など農業と関係ない地域で、イノシシやその他の動物に対する考え方が違う方も沢山居住している。そういう中で、しっかりとこの計画の中で適正管理を進めていただきたい。

また、親会にも委員の皆さんからいただいた意見を伝えて、イノシシ管理計画と特定鳥獣全体の保護管理計画について検討したいと思う。

それでは、以上で本日の議事はすべて終了とし、進行を事務局にお返しする。

事務局：平田部会長、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。本日いただきました御意見を今後の事業に生かしてまいりたいと存じます。

以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。